

# 「臨時福祉給付金」 ・ 「子育て世帯臨時特例給付金」 の申請手続きはお済みですか

支給対象者に該当する人で申請手続きがまだお済みでない人は、申請期限内に申請してください。給付の対象になると思われる人には申請書類を送付しています。ご不明な点については、下記へお問い合わせください。

《申請期限》

12月26日(金)まで

各給付金の申請受付後、指定された口座に振込むまでにおよそ1か月～1か月半かかります。

●臨時福祉給付金については…

問 市 社会福祉課 (山東庁舎)  
☎ 55-8102 FAX 55-8130

●子育て世帯臨時特例給付金については…

問 市 子育て支援課 (山東庁舎)  
☎ 55-8104 FAX 55-4040

## 新最終処分場の名称を募集します

湖北広域行政事務センターは、平成27年3月末で長浜市大依町にある一般廃棄物最終処分場の埋立終了を迎えるため、現在、米原市番場地先にて、平成27年2月末の完成を目指して一般廃棄物新最終処分場建設工事を進めています。

この新しい最終処分場が、将来にわたって愛される施設となるよう、市民のみなさんから「新最終処分場」の名称を次のとおり募集します。



①応募資格 米原市、長浜市在住・在勤の方

②新最終処分場名の条件

- ・親しみやすく将来にわたって愛されるもの
- ・誤読の恐れがなく、読み方が分かりやすいもの
- ・特定の価値観に偏りすぎていないもの
- ・現在使用している名称「クリスタルプラザ」「クリーンプラント」以外のもの

③応募方法 ハガキか任意の用紙に氏名・住所・電話番号・施設名・理由を明記して、下記へ郵送・ファクスまたは直接提出してください。

④応募締切 11月28日(金)必着

問・提出先 湖北広域行政事務センター 施設整備課  
〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地  
☎ 62-7146 FAX 65-0245

## 伊吹山テレビがキレイになりました

10月から伊吹山テレビを高画質（HD化）し、これまでよりキレイで臨場感のある画像をお届けできるようになりました。

これからも身近な話題を積極的に取材し、市民のみなさんにお伝えしていきますので「今度、地域でこんなイベントがある。そうだ！伊吹山テレビに取材に来てもらおう」と気軽に連絡してください。

伊吹山テレビは、毎週金曜日更新です。



問 市 広報秘書課 (米原庁舎) ☎ 52-6627

# みんなで見守る ポイ捨て 不法投棄

市では、美しい自然環境や快適な生活環境を守るため、24人の環境美化監視員と市職員が不法投棄防止の巡回パトロールや不法投棄ごみ・ポイ捨てごみ等の回収を行っています。

しかし、こうした取り組みにも関わらず、不法投棄やポイ捨てごみは後を絶ちません。



不法投棄やポイ捨て、ごみのない美しいまちをつくるためには、市民のみなさんの力が必要になります。

一人ひとりが不法投棄・ポイ捨ては絶対しないことはもちろん、不法投棄をされない、きれいな環境づくり地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。万が一不法投棄を発見した場合は、市へ通報してください。また、個人で所有している空き地は適正に管理してください。

## 市内の不法投棄・ポイ捨てごみ回収状況

品目	H23年度	H24年度	H25年度
可燃ごみ	4230kg	6560kg	7180kg
不燃ごみ	10400kg	9690kg	4360kg
テレビ	64台	23台	32台
冷蔵庫	5台	4台	13台
洗濯機	7台	1台	2台
廃タイヤ	185本	241本	142本

お問い合わせ 経済環境部 環境保全課（伊吹庁舎） ☎58-2230 ☎58-1630

## 家庭でゴミを燃やさないで！ 野焼きは 法律で禁止 されています

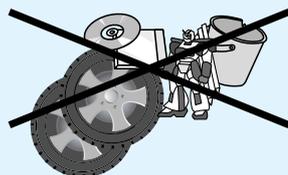
### ■野外焼却(野焼き)とは

法律で定められた基準を満たした焼却設備を使わず、廃棄物を焼却することです。ドラム缶での焼却、ブロックで囲って焼却、地面に穴を掘って焼却することなどです。



家庭から出たごみ、会社から出たごみなどの種類に関わらず、野外での焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。これに違反した場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

● 農業、林業、漁業を営むために行う野焼きは、法律上、例外として認められますが、市には、「煙で困っている」「洗濯物ににおいがついて困っている」などの相談が寄せられています。やむを得ず焼却する場合は、周囲の状況や風向きなど近隣の迷惑にならないよう十分に注意いただき、焼却中はその場を離れないください。



● 例外の場合でも、タイヤ、廃ビニール、プラスチック類は黒煙や悪臭が激しく発生するため焼却できません。火災予防のため、夜間の焼却はしなないようにしましょう。